徳島県告示第六百九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十三条第一項本文の規定により、指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定

した

令和二年十月六日

徳島県知事 飯泉 嘉門

同	管理指導	同蔵本町二丁目二〇	隆成堂調剤薬局	同蔵本町二丁目七番地	薬品株式会社井上隆成堂
一日 年九月	介護予防訪問看護	- 一〇六 徳島市北田宮二 - 六 - 八	ションあすき訪問看護ステー	番地の四番地の四日開字東四三七	nect 株式会社M - con
打瓦金	種類	所 在 地	名称	所 在 地	名称
	サービスの	指定介護予防サービス事業を行う事業所	指定介護予防サーご	指定介護予防サービス事業者	指定介護予